

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月9日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 布川秀樹

1 案件概要

- (1) 案件名 奈良第三地方合同庁舎エレベーター改修工事
- (2) 場所 奈良市法連町387
- (3) 内容 仕様書及び入札説明書による
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日(金)まで
- (5) 入札方法 入札金額は総額で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者
 - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - イ 経営の状況又は信用度が極端に悪化している者
 - ウ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
 - エ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、加入していること及びこの入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については、2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険、②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、③船員保険、

④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険

- (3) 令和5・6年度 厚生労働省競争参加資格において、近畿地域の「機械器具設置」で「A」・「B」又は「C」に格付けされている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 厚生労働省指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (6) 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令に係る法令違反等があり、社会通念上著しく信用を失墜しており業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法等の労働関係法令・勧告・行政指導を遵守していること。
- (8) 平成21年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。
・平成21年度以降の元請として完成し、引き渡しが完了した次の1)から4)までの要件をすべて満たす新設又は全面更新のエレベーター設備工事(システム一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。)の施工実績を有すること。
なお、エレベーター設備工事においてのシステム一式工事とは配管・配線・機器・据付・試験・調整の全てを含む工事であり、機器の・器具単体の工事は認められない。
- 1) 方式 ロープ式(機械室なしエレベーターを含む)
 - 2) 用途 乗用
 - 3) 定員 11名
 - 4) 速度 60m/min以上

(9)

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

- ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有すると認定した者である。
- イ 平成21年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。
- ウ 配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- エ 配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (10) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (14) 下記5で入札説明書等の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎
奈良労働局総務部総務課会計第2係 佃
電話：0742-32-0201 メール：tsukuda-kentarou@mhlw.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
令和6年8月9日(金)から令和6年8月21日(水)午後5時00分までの間、上記3(1)の場所にて交付する。メールでの交付を希望する場合は、上記担当者に連絡をすること。
※ 交付時間 午前9時00分から午後5時00分まで。
土・日・祝祭日及び正午から午後1時00分までの間を除く。
※ 名刺またはそれに代わるものを提出すること。
- (3) 資料提出期間、場所及び方法
令和6年8月9日(金)から令和6年8月27日(火)午後5時00分までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、上記3(1)の場所まで持参、または郵送すること。(書留郵便に限る。提出期間内必着。)
- (4) 入札書の提出期限、場所及び方法
入札書は以下のいずれかにより提出すること
ア 電子調達システムによる入札
令和6年8月28日(水)午前11時00分まで。
イ 紙による入札
令和6年8月28日(水)午前11時00分までに上記3(1)の場所に持参、または郵送すること。(書留郵便に限る。提出期間内必着。)
※ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで。
土・日・祝祭日及び正午から午後1時00分までの間を除く。
- (5) 開札の日及び場所
令和6年8月28日(水)午後2時00分
奈良県奈良市法蓮町387 奈良労働局

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 : 免除
- (3) 入札者は、提出書類に関し支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
ア 公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、資料等に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
イ 無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記2に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当することとする。

- (5) 落札者の決定方法
競争参加資格の確認がなされた者の中で予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否 : 要
- (7) 資料の作成及び提出に係る費用などすべての諸経費については、この一般競争に参加を希望する者の負担とする。仮に不落札、又は事前に確認すべき書類により応札できなかった場合も同様とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。